

令和8年度 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会 第5回 概要

開催日時 令和8年9月28日（月）午後7時30分～

開催場所 市役所4階 大会議室1・2・3・4

出席した委員 11名
学識経験者2名、区長会代表2名、民生児童委員協議会代表1名
青少年指導員協議会代表1名、PTA協議会代表1名、
公募委員2名、校長会代表2名

出席した職員 10名
教育長、教育部長、教育監、次長兼教育総務課長、指導課長
学務課長、学務課長補佐、学務課指導主事3名、

傍聴者 4名

資料 ・資料32-1 堅下南小・中学校統合スケジュール
・資料32-2 堅下地区（安堂・太平寺）再編4案のメリット・デメリット
・資料33 中間答申（案）
・資料34 『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』（平成27年策定）の改訂概要
・資料35 玉手中学校区の小中一貫教育

【会議の要旨について】

1. 開会

2. 議事

（1）堅下地域における中学校の再編整備案について

- ・堅下南小・中学校統合スケジュール【資料32-1】
- ・堅下地区（安堂・太平寺）再編4案のメリット・デメリット【資料32-2】

【事務局より】

- ・堅下南小学校・堅下北小学校は、堅下小学校の新校舎が完成予定の令和17年度末に閉校することを想定。
- ・堅下南中学校は、最短でも令和12年度末になると想定。①通学区域の変更のため、「通学区域審議会」による慎重な検討が必要。②2つの中学校に分かれることになるため、「統合準備会」を計画的・継続的に行うことが必要。③令和9年度に閉校を周知するとして、その時点で在籍している生徒に加え、その翌年から入学する生徒につい

ても卒業まで堅下南中学校での学習を保障することが望ましい。④この後に示す工事を実施するために必要な予算確保や設計・施工期間を考慮。これらのことから、閉校までにあと4年は必要。

・堅下南中学校の統合に関する4つの案

＜案1＞令和13年度より安堂・太平寺の生徒は堅下北中学校に、高井田の生徒は国分中学校に通学。堅下北中学校の現校舎をそのまま活用。将来的には建て替えた柏原中学校へ統合。

＜案2＞令和13年度より安堂・太平寺の生徒は堅下北中学校に、高井田の生徒は国分中学校に通学。令和17年度末に堅下北小学校が閉校した後、小学校校舎を中学校用に改修し、令和20年度頃に堅下北中学校の場所を移転。将来的には建て替えた柏原中学校への統合。

＜案3＞令和13年度より安堂・太平寺の生徒は柏原中学校に、高井田の生徒は国分中学校へ通学。柏原中学校のテニスコートに軽量鉄骨の仮設校舎を設置することで、安堂・太平寺の生徒を受け入れるための校舎容量を確保。将来的には堅下北中学校も建て替えた柏原中学校に統合。

＜案4＞中学校については、案3と同様。堅下南小学校閉校後、安堂・太平寺の児童は柏原東小学校へ通学。その際、柏原東小学校にも仮設校舎の設置を検討。児童数が減少していけば、現在の校舎改修で対応できる可能性あり。

・各案のメリットとデメリットについて

＜案1＞

○小中一貫教育が継続しやすい。堅下小学校卒業時に、全員が同じ堅下北中学校に進学できる。

△安堂・太平寺の生徒は通学距離が長くなり、負担が大きい。小学校統合までの期間、令和13年度から17年度の5年間は、高井田在住で小中にきょうだいがいる場合は、上の子が国分中学校、下の子が堅下小学校というようにきょうだいで校区が分かれる。

＜案2＞

○中学校移転後、案1に比べ安堂・太平寺の生徒の通学の負担は軽減できる。案1と同様に小中一貫教育が継続しやすい。堅下小学校卒業時に全員が同じ堅下北中学校に進学できる。

△安堂・太平寺の生徒にとっては、通う学校が2度が変わることになる。中学校を移転しても、通学の負担は比較的大きい。高井田在住で小中にきょうだいがいる場合の課題は案1と同様。

＜案3＞

○安堂・太平寺の生徒の通学負担が少ない。青山台にある児童養護施設「武田塾」の生徒が、高井田駅と柏原駅を利用し電車で通学可能となる。

△堅下南小学校閉校後、安堂・太平寺の児童は堅下小学校に通学するが、卒業時に他の地域の児童と分かれて柏原中学校に進学することとなる。進学先の中学校が2つあることで小中一貫教育が難しくなる。安堂・太平寺・高井田在住で小中にきょうだいがいる場合は、きょうだいで校区が分かれてしまう。

<案4>

○通学距離が児童・生徒ともに短くなる。堅下南小学校閉校後、安堂・太平寺の児童が柏原東小学校に通学することにより、卒業時に全員が同じ柏原中学校に進学でき、小中一貫教育が継続しやすい。「武田塾」の児童・生徒が電車通学可能となる。

△安堂・太平寺の児童は、新しくできた堅下小学校に通う機会がなくなる。小学校統合までの間、安堂・太平寺・高井田在住で小中にきょうだいがいる場合は、きょうだいで校区が分かれてしまう。

【意見・質疑】

- ・案4になった時に堅下小学校の新設校舎は第3回審議会で説明のあった新設案から内容が変更となるということか。

→第3回の説明では、小学校3校分の校舎新設を想定していたが、案4であれば、堅下小学校と堅下北小学校の2校分の校舎を新設することになるため、校舎の規模は小さくなる。

【会長】

- ・今回は中間答申案の検討がメインとなるため、中学校再編整備案4つに関する比較検討は次回に行うこととする。

(2) 中間答申案について

- ・中間答申案【資料33】
- ・『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』（平成27年策定）の改訂概要【資料34】
- ・玉手中学校区の小中一貫教育【資料35】※分離型小中一貫教育の補足説明資料

【事務局より】

- ・中間答申案の構成、各章のポイントを説明。
- ・中間答申案の内容が、これまでの審議を踏まえたものとなっているか、また修正や補足すべき点がないかを中心にご意見をいただきたい。

<中間答申案の構成>

はじめに

1. 市の将来人口推計
2. 市立小・中学校の現状
 - (1) 児童生徒数、学級数の現状と今後の見込み
 - (2) 通学区域
 - (3) 学校施設の状況
3. 市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方
 - (1) 適正規模の基準
 - (2) 適正配置の基準
 - (3) 学校規模・学校配置の適正化を検討する際の視点
 - ①地域とともにある学校

②小中一貫教育の推進

(4) 保護者・市民の意識

①令和6年度アンケート結果

②令和7年度地域④説明会及び意見募集の結果

4. 学校の再編整備のあり方

(1) 学校の再編整備を検討する上での基本的な考え方

(2) 市立小・中学校の歴史的経緯

(3) 今後の再編整備の方向性

5. 市立小・中学校の再編整備の方策

(1) 再編整備を優先して検討する中学校区

(2) 再編整備に向けた検討案

おわりに

【意見・質疑】

- ・適正規模を確保していく必要性と、堅上小中学校を小規模特認校として残すこととは方向性が違う。小規模校の良さを生かした教育を進める学校として、堅上小中学校の位置づけをもっとはっきりと記載した方が良い。項を別立てにしてはどうか。
- ・「保護者、地域住民の意見を聴きながら」という箇所は、「保護者、地域住民に説明を丁寧に行う」ということも明記したい。
- ・市としてのまちづくりの視点から学校の再編整備をどう考えているのか。「はじめに」のところで今年度、庁内に「小・中学校適正規模適正配置ワーキンググループ」を新たに設置したことが書かれているが、ワーキンググループがどう関わっているのかを「4. 学校の再編整備のあり方」などで記載してもらいたい。
- ・表現に揺れがあるので、統一性をもたせるようにした方がよい。

【事務局】

- ・中間答申案については、1週間後の10月5日（月）までご意見を受け付ける期間を設ける。その後、修正案をメールあるいは郵送で送付する。

【会長】

- ・事務局から送付された修正案についても、さらにご意見をいただきたい。最終的には会長と事務局との間で協議し、中間答申として確定させたい。委員の皆さんには、会長に最終的な判断を任せていただきたい。→異議なし

○事務局より次回連絡

- ・第6回は10月28日（水）午後7時30分より市役所4階大会議室で開催。

3. 閉会あいさつ（副会長）

市民の皆様が感じるであろう疑問を率直に出していただいた。委員の意見を踏まえ、会長と事務局で中間答申の確定をお願いします。